

倉庫業に当たるかの考え方

以下のフロー図はあくまでおおまかなイメージを示したものです。
詳細は「倉庫業法施行規則等運用方針」〔1〕定義の項目をご確認ください。
なおも判断に迷われる場合、具体的な事業形態を添えて運輸局へご相談ください。

倉庫業法第2条第2項において、倉庫業とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」と定義されています。
この定義に該当しないものは倉庫業に当たらず、また、この定義に該当する場合であっても、倉庫業法施行令第1条に定める事業については、倉庫業に当たらないこととされています。

